

【概要版】東京都社会福祉事業団 第Ⅱ期中期経営計画(令和2年度～令和6年度)

第1章 第Ⅱ期中期経営計画の策定に当たって

1 第Ⅱ期計画策定の趣旨(冊子p1)

平成27年3月に策定した第Ⅰ期中期経営計画(以下、第Ⅰ期計画という。)の計画期間(平成27年度～31年度)の終了を受け、この間の事業団を取り巻く状況変化や事業の進捗等を踏まえ、10年後の将来像を示すとともに、今後5年間の具体的な取組を盛り込んだ計画を策定することとした。

なお、この間の事業団を取り巻く社会状況の変化として、主に次のようなことが挙げられる。

2 第Ⅰ期計画期間中の社会状況の変化と事業団に求められる役割

○社会福祉法人制度改革

平成29年に、経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性の公表等を進める社会福祉法人制度改革が行われ、事業団としてもガバナンス強化や経営改革を推進してきた。

○「地域共生社会」の実現

平成29年に厚生労働省が公表した「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」の最終とりまとめには、社会福祉法人等が果たすべき役割も提示されており、事業団としても、引き続き支援が必要な利用者や児童を広域的に受け入れる役割を担うとともに、地域に根差した施設として地域の支援ニーズに応えていくことが求められている。

○東京都による監理団体改革

平成29年に、監理団体(現在は「政策連携団体」という。)の自律的経営改革を促す目的で、東京都による監理団体改革の実施方針が示された。平成30年には、2020年度までの3年間で、各団体が重点的に進めるべき経営改革の取組を示した計画「経営改革プラン」が東京都により策定された。

さらに令和元年には「東京都政策連携団体活用戦略」(以下、「活用戦略」という。)が策定され、政策連携団体である事業団には、高い専門性を発揮するプロフェッショナル集団として、東京の福祉のセーフティネットの役割を着実に果たすことが求められている。

3 第Ⅰ期計画期間中の主な取組(冊子p30～p33)

第Ⅰ期計画は、サービス向上計画など7つの計画と62の取組を包含しており、計画に記載のほぼ全ての取組を5年間で達成した。

【計画Ⅰ】サービス向上計画

利用者のニーズに応えるサービスの充実と新たな展開

- (1) 都立施設の指定管理及び民間移譲への対応 達成
- (2) 質の高いサービスの提供 達成
- (3) サービス内容の検証・改善 達成
- (4) 公的役割の強化 達成
- (5) 地域との連携強化 達成
- (6) 利用者や地域のニーズに応える新たなサービス展開 一部達成
希望の郷東村山は達成。それ以外の施設は検討段階

【計画Ⅱ】施設整備計画

利用者の安全・安心、快適な生活を確保する計画的な施設整備 達成
ただし、日野療護園の改築は検討段階

【計画Ⅲ】財務基盤強化計画

利用者サービスの充実に向けた財務基盤の強化 達成

【計画Ⅳ】組織再編・運営体制強化計画

組織・運営体制の再編・強化 達成

【計画Ⅴ】人材確保計画

質の高い人材の安定的な確保に向けた取組強化 達成
ただし、採用必要数の充足には更なる取組が必要

【計画Ⅵ】人材育成計画

「事業団人材育成方針」を踏まえた計画的かつ着実な人材育成 達成

【計画Ⅶ】魅力ある職場づくり計画

魅力にあふれ、働き続けられ職場環境の整備 達成

4 第Ⅱ期計画策定のための検討体制

各施設長やマネージャー級職員及び事務局幹部職員を委員とする、「事業団経営方針検討委員会」を設置。この委員会の下に、各職場の代表職員で構成する「中期経営計画検討部会」を設け、それぞれ4回開催した。

主な議論として、計画体系の簡素化や経営理念をわかりやすい表現にすること、重点的取組や先駆的取組の内容や進捗管理の方法について検討し、第Ⅱ期計画に反映した。

5 第Ⅰ期計画からの主な改正点（冊子 p1）

(1) 経営理念から具体的取組までの対応関係の明確化

計画の階層を、経営理念、中長期経営目標、「アクション」の3つの段階に簡素化するとともに、経営理念から中長期経営目標そして「アクション」に掲げる具体的取組まで対応関係を明確化した。

(2) 単年度事業計画との役割分担

「アクション」は各施設及び事務局が、今後、重点的に取り組む事項や先駆的に実施する事項に絞って掲載した。「アクション」以外の様々な事業や取組は単年度事業計画に掲載することで、単年度計画との役割分担を明確化した。

(3) 状況の変化を踏まえた「アクション」の設定

「東京都政策連携団体活用戦略」も踏まえ、高い専門性を生かした支援の提供や、蓄積してきた支援技術の普及等の新たな取組を「アクション」の中に位置づけた。

6 計画の進行管理（冊子 p2）

「アクション」のうち特徴的な項目について、その進捗状況の分析・検証を行い、適正に進捗管理を行う。

(1) アクションの進捗管理の主体

①事業団全体（共通）、②児童養護施設共通もしくは障害（者・児）施設共通、③該当施設、④事務局の4つの分類を設定

(2) アクションの進捗管理の方法

アクションの特徴に応じて、各年度において数値目標 100%の達成を目指すもの、各年度の実績の推移を検証するもの、施設の改築・改修計画など線表で管理するもの、取組の内容や実施状況等を確認・検証するもの、これら4つの方法で実施する。

7 計画期間（冊子 p2）

令和2年度から令和6年度までの5年間

ただし、中長期経営目標については、10年後も見据え設定している。

第2章 経営理念

事業団は、事業団が運営する施設の利用者及び児童が、かけがえのない個人として尊重され、社会の一員として日常生活を営むことができるよう、3つの経営理念を掲げ、法人経営に取り組んでいく。

【理念Ⅰ】利用者本位のサービスを徹底するとともに、一人ひとりに寄り添った支援をします

利用者及び児童が安全かつ安心して日常生活を営むことができるよう、かけがえのない個人として尊重し、一人ひとりの気持ちを汲み取った支援をします。

【理念Ⅱ】東京の福祉のセーフティネットを担います

特別な支援が必要な利用者や児童を、施設機能に応じて積極的に受け入れるために、地域の教育機関をはじめ関係団体等と連携・協働しながら、東京の福祉のセーフティネットとしての役割を果たします。

【理念Ⅲ】地域と連携し、地域福祉の向上に貢献します

東京都全体の支援ニーズに対応して、支援が必要な利用者や児童を広域的に受け入れる施設としての役割を引き続き担うとともに、地域に根差した施設として、専門機能を活かしながら、地域の支援ニーズに応じていきます。

第3章 中長期経営目標

「経営理念」に基づき、概ね10年間の中長期的な視点に立って、今後事業団が目指すべき目標として、4つの「中長期経営目標」を掲げる。

【目標Ⅰ】利用者・児童の権利擁護を第一に、利用者・児童にとって最善のサービスを提供します

【目標Ⅱ】蓄積してきた支援技術を活かし、更に高度なケアを提供します

【目標Ⅲ】施設機能を活用し、地域との共生を推進します

【目標Ⅳ】長期経営の基盤となる運営体制の強化と経営の透明性を図ります

第4章 アクション（重点的取組、先駆的取組）

「経営理念」の実現、「中長期経営目標」の達成を目指し、各施設及び事務局においては、様々な事業や取組を実施しており、各年度、事業計画を策定した上で、進めている。

ひとつの中長期経営目標には、複数のアクションを掲げており、第Ⅰ期計画から引き続き、第Ⅱ期計画においても推進する取組は〔継続〕とし、新たに設定した取組は〔新規〕と記載している。

【中長期経営目標Ⅰ】

利用者・児童の権利擁護を第一に、利用者・児童にとって最善のサービスを提供します（冊子 p10～p14）

- アクション① 権利擁護（虐待防止）の徹底〔継続・一部新規〕
- アクション② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応〔継続〕
- アクション③ リスク管理の推進〔継続・一部新規〕
- アクション④ 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援
〔継続・一部新規〕 **経営改革プラン**
- アクション⑤ 社会需要も見通した施設の改築・改修〔継続・一部新規〕
- アクション⑥ 質の高い人材の確保・定着
【再掲 中長期経営目標Ⅱアクション④】
- アクション⑦ 高い専門性を発揮できる職員の育成
【再掲 中長期経営目標Ⅱアクション①】

【中長期経営目標Ⅱ】

蓄積してきた支援技術を活かし、更に高度なケアを提供します
(冊子 p15～p19)

- アクション① 高い専門性を発揮できる職員の育成〔継続〕
活用戦略 **経営改革プラン**
- アクション② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進〔継続〕
活用戦略 **経営改革プラン**
- アクション③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及
〔継続・一部新規〕 **活用戦略**
- アクション④ 質の高い人材の確保・定着〔継続・一部新規〕
経営改革プラン
- アクション⑤ 社会需要も見通した施設の改築・改修
【再掲 中長期経営目標Ⅰ⑤】

【中長期経営目標Ⅲ】

施設機能を活用し、地域との共生を推進します（冊子 p20～p21）

- アクション① 地域で暮らす障害者・障害児を支援〔継続〕 **経営改革プラン**
- アクション② 地域における子育て家庭等を支援〔継続〕
- アクション③ 地域が求める役割を担い、地域と協働（コミュニティづくりや災害対応等）〔継続〕

【中長期経営目標Ⅳ】

長期経営の基盤となる運営体制の強化と経営の透明性を図ります

(冊子 p20～p21)

- アクション① 改訂「事業団人材育成方針」に基づく組織・人事制度の運用
〔新規〕 **経営改革プラン**
- アクション② 自律的な経営実現のための自主財源の確保
〔継続・一部新規〕 **経営改革プラン**
- アクション③ ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備
〔継続・一部新規〕 **経営改革プラン**
- アクション④ 魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現〔継続・一部新規〕
経営改革プラン
- アクション⑤ コンプライアンスの推進〔継続・一部新規〕 **経営改革プラン**

事業団のロゴマークについて



東京都社会福祉事業団

ロゴマークコンセプト

- 木の幹は、三つの経営理念が一本の太い柱となっていることを表しており、しっかりと大地に根をおろしています。
- 色とりどりの「丸い実」は、利用者・児童と職員の「夢・希望・幸福」を表しています。
- 事業団がこの木のように、たくましく成長・発展していく願いが込められています。